

モニタリングの在り方

日常的監視活動と独立的評価

日常的監視活動（第1次・第2次モニタリング）

第1次モニタリング

各部門による自部門を範囲とした自己点検、モニタリング対象は日常的コントロール

第2次モニタリング

コンプライアンス室による組織全体（第1次モニタリング実施部門）の内部統制の整備・運用状況を対象としたモニタリング

独立的評価（第3次モニタリング）

第3次モニタリング

監査室による不正防止計画進捗状況及び組織全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリング

【具体の監査】

不正防止計画の進捗状況の検証

物品等の発注及び検収体制の検証

非常勤雇用者の勤務状況確認体制の検証

謝金の業務実施状況の確認体制の検証

その他、ガイドラインに基づく不正防止体制の検証

内部監査部門は体制不備の検証を実施

財務会計経理に関する内部監査のみならず、大学業務全体を対象とした内部監査を行うこととし、監査室内部監査規程に規定（平成19年6月18日）

内部監査は、業務及び会計について行う（規程第3条）

内部監査の種類は、定期監査及び臨時監査（規程第4条第1項）

内部監査の方法は、原則として書面監査及び実地監査（規程第4条第2項）

不正発生要因に応じた内部監査を実施

（1）不正防止計画推進部署（コンプライアンス室）との連携

（2）不正発生要因に応じた内部監査の実施

（3）ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況の検証

内部監査部門の独立性を確保

（1）監査室を学長直属の組織に改変し専任の室長を配置

平成19年4月1日付けで実施

（2）監査室内部監査規程の制定

監査員の権限（第6条）、監査協力の義務（第7条）等について規定

内部監査部門、監事、会計監査人との連携を強化

監査室内部監査規程（第9条）

監査室は、監査を行うにあたり、監事及び会計監査人との連携を取りつつ、監査の向上を図るよう努めなければならない